⑵3　労働安全衛生法第81条第２項に規定する労働衛生コンサルタント
⑵4　労働安全衛生法第93条第１項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
⑵5　労働基準監督官又は労働基準監督官であった者
⑵6　作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第５条に規定する作業環境測定士試験に合格した者（作業環境測定法施行規則第５条第１項第２号又は第３号の規定による認定を受けた者及び第５条の２第１項に規定する者を含む。）
⑵7　その他⑵7（技術士法第４条第１項に規定する第二次試験に合格した者に限る。）、⑵4又は⑵5に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4　受験申請書の提出期間　平成29年５月26日（金）から平成29年６月23日（金）まで
なお、郵便による受験申請書の提出は、平成29年６月23日（金）までの消印のあるものを有効とする。

5　合格者の発表　平成29年10月５日（木）

6　試験の実施に関する事務を行う者　この試験の実施に関する事務は、作業環境測定法第20条第１項の規定により指定した公益財団法人安全衛生技術試験協会に行わせるものとする。

7　受験申請書の提出先　公益財団法人安全衛生技術試験協会（〒101―0065　東京都千代田区西神田３丁目８番１号　千代田ファーストビル東館９階　電話03―5275―1088）

8　受験申請書用紙の交付　次の場所において交付する。
⑴　公益財団法人安全衛生技術試験協会の本部及び各安全衛生技術センター
⑵　各都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）
⑶　中央労働災害防止協会の各地区安全衛生サービスセンター
⑷　公益社団法人日本作業環境測定協会の本部

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都中央区日本橋浜町三丁目３番１―3906号**松尾雄二**の工場財団に千葉県いすみ市新田字入瀧4179番地１入瀧太陽光発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成29年４月14日
千葉地方法務局いすみ出張所

東京都中央区日本橋浜町三丁目３番１―3906号**松尾雄二**の工場財団に千葉県いすみ市下原字東七々味噌665番地１東七々味噌太陽光発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成29年４月14日
千葉地方法務局いすみ出張所

東京都中央区日本橋浜町三丁目３番１―3906号**松尾雄二**の工場財団に千葉県いすみ市行川字水口389番地行川太陽光発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成29年４月14日
千葉地方法務局いすみ出張所

東京都中央区日本橋浜町三丁目３番１―3906号**松尾雄二**の工場財団に千葉県いすみ市佐室字北落合417番地１、417番地３、417番地４、424番地４佐室太陽光発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成29年４月14日
千葉地方法務局いすみ出張所

北朝鮮特定貨物の保管に関する公告

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成22年法律第43号）（以下「法」という。）第５条第１項の規定により北朝鮮特定貨物を保管したので、同条第２項の規定に基づき、下記のとおり公告する。
平成29年４月14日
東京税関長　大森　通伸
記
1　記号、番号、品名及び数量　毛皮製の衣類附属品　１個
2　積載されていた航空機の登録記号及び国籍　ＨＬ8286　大韓民国
3　提出を受けた年月日　平成29年３月30日
4　法第５条第３項各号の規定に該当することとなったときは、この貨物を返還する。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年４月14日
東北地方整備局長　川瀧　弘之
1　処分をした年月日　平成29年３月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　むつみ造園土木株式会社　佐々木創太　秋田県秋田市山王５―13―３　国土交通大臣許可（特―27）第9275号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年３月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第４０５９号
大阪府高石市千代田１丁目17番９号
申立人　中尾　達彦
本籍大阪府高石市千代田１丁目832番地１、最後の住所大阪府高石市千代田３丁目15番12号、死亡の場所大阪府高石市、死亡年月日平成28年12月４日、出生の場所大阪府泉北郡高石町、出生年月日昭和６年４月14日、職業無職
被相続人　亡　松尾　禮子
大阪府堺市堺区中瓦町１丁１番21号堺東八幸ビル５階
相続財産管理人　弁護士　西村　陽子
大阪家庭裁判所堺支部

平成２９年（家）第３１９号
神戸市中央区多聞通３丁目３番７号　コウベセンタービル３階
申立人　弁護士　小林　広夫
本籍神戸市東灘区本山北町６丁目17番、最後の住所神戸市東灘区本山北町６丁目17番25号、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日平成28年12月31日、出生の場所岡山県児島郡福田町、出生年月日昭和26年４月１日、職業無職
被相続人　亡　中山　恭子
事務所神戸市中央区多聞通４丁目１番３号ナカヤマビル２階　尾﨑幸弘法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅葉　律子
神戸家庭裁判所

平成２８年（家）第１９５６号
島根県安来市荒島町2455番地６
申立人　横地　　高
本籍島根県安来市荒島町2455番地２、最後の住所島根県安来市荒島町1273番地、死亡の場所島根県安来市、死亡年月日平成27年２月25日頃、出生の場所島根県安来市、出生年月日昭和10年５月23日、職業不明
被相続人　亡　横地　俊男
島根県安来市広瀬町広瀬806番地６
相続財産管理人　司法書士　吉村　　努
松江家庭裁判所

平成２８年（家）第２００１号
申立人　国
本籍島根県仁多郡奥出雲町大呂325番地、最後の住所島根県仁多郡奥出雲町大呂325番地、死亡の場所島根県出雲市、死亡年月日平成26年７月13日、出生の場所島根県能義郡山佐村、出生年月日昭和25年８月23日、職業自営業
被相続人　亡　堀江　美登
島根県松江市北田町188番地８
相続財産管理人　司法書士　福留　伸也
松江家庭裁判所